

## 登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在地を有する私立幼稚園における教育活動の充実を図るため、当該幼稚園で組織する協会に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において私立幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第1項の規定に基づいて設置された私立の幼稚園をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、市内に所在地を有する私立幼稚園で組織する私立幼稚園協会（以下「協会」という。）とし、協会に属している私立幼稚園の教職員の資質向上のため、協会が実施する研修又は協会が認めた研修に要する経費の一部について補助金を交付することができる。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する研修に要する経費を基礎として予算の範囲内で市長が定めるものとする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協会は、登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約
- (4) 市長が特に必要と認める書類

### (決定通知)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容が適正であるかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに当該協会に登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により通知書を受理した協会は、登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金請求書（別記様式第3号）により、補助金の請求をしなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた協会は、その事業が完了したときは、事業完了後30日以内に事業実績報告書(別記様式第4号)に教職員研修実績内訳書(別記様式第5号)及び収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金額確定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助決定の取消等)

第9条 補助の決定を受けた協会が次の各号の一に該当する場合は、補助の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けることについて虚偽の申請をしたとき。
- (2) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年告示第106号)

この告示は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年告示第122号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者所在地

団体の名称

代表者名

印

年度の私立幼稚園協会教職員研修費補助金の交付を願いたく登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付要綱第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第2号（第6条関係）

登別市指令第 号

年度登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付決定通知書

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者名

年 月 日付け（第 号）で申請のありました標記補助金について、登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。  
交付決定額 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- 4 事業が期限内に完了する見込がない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この指令に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しなければなりません。
- 6 事業終了後30日以内に事業実績報告書及び収支決算書を提出してください。
- 7 前項の内容及び事業の実績とその成果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。
- 8 前項の条件に違反し、又は事業執行予算に対して支出額がいちじるしく減少した場合は、補助金を減額し、又は取消することがあります。この場合既に補助しました金額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- 9 この指令書により、補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第3号（第6条関係）

登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者所在地

団体の名称

代表者名

印

先に交付決定のあった 年度登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金について、次のとおり請求いたします。

記

補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

上記金額について次のとおり口座振込を依頼します。

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	1 普通      2 当座
口座番号	
口座名義	

別記様式第4号（第7条関係）

事業実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者所在地

団体の名称

代表者名

印

年 月 日付登別市指令第 号で交付を受けた補助金について  
事業が完了しましたので登別市私立幼稚園教職員研修費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の運用実績

費 目	補 助 対 象 経 費 額 総 支 出 額	補 助 金 交 付 額 決 定 額	備 考
教職員研修費	円	円	

3 添付書類

(1) 教職員研修実績内訳書（別記様式第5号）

(2) 収支決算書（任意様式）



別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

年度登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金確定通知書

申請者 様

登別市長 印

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付の決定をいたしました  
標記補助金について、登別市私立幼稚園協会教職員研修費補助金交付要綱第8条の規  
定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 円

〔 交付決定額 円 〕  
〔 変更交付決定額 円 〕